第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第2日）

令和８年３月４日（水曜日）

議事日程（第２号）

令和８年３月４日　午前９時開会

日 程 第 1　　提案理由の詳細説明
日 程 第 2　　質疑
日 程 第 3　　委員会付託

本日の会議に付した事件

日 程 第 1　　提案理由の詳細説明
日 程 第 2　　質疑
日 程 第 3　　委員会付託

出席議員（１０名）

1番	早 樋 徹 雄	2番	伊 藤 好 晴
3番	内 藤 眞 一	4番	高 橋 英 次
5番	安 部 誠 也	6番	景 山 登 美 男
7番	安 部 丘	8番	平 石 玲 児
9番	岸 光 研	10番	高 橋 徹

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長　藤 原 一 也　　書記　渡邉信太朗

説明のため出席した者の職氏名

町長	塚 原 隆 昭	副町長	曽 田 卓 文
教育長	大 谷 哲 也	教育次長	石 飛 幹 祐
総務課長	永井あけみ	防災危機管理室長	田 村 剛
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	住民課長	野 津 史 昭

保健福祉課長	安部　農	福祉事務所長	門脇貴子
産業振興課長	深石尚志	産業振興課総括監	本間康浩
建設課長	森山篤	基幹支所長	渡邊博司
病院事務長	高橋克裕	会計管理者	高木ゆかり
		代表監査委員	那須照男

欠席した職員の氏名

なし

午前９時００分開会

○議長（早樋　徹雄）　みなさん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１　提案理由の詳細説明

○議長（早樋　徹雄）　日程第１、昨日に引き続き提案理由の詳細説明を行います。

最初に議案第33号、令和８年度飯南町一般会計予算を議題といたします。予算書の65ページ、款、教育費、項、教育総務費から説明を求めます。

○教育次長（石飛　幹祐）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　石飛教育次長。

○教育次長（石飛　幹祐）　番外。

昨日に引き続き、令和８年度飯南町一般会計予算について、教育費より説明します。予算書は 65 ページ、概要書は 46 ページをご覧ください。

款、教育費、項、教育総務費、目、教育委員会費です。教育委員会経常管理費は、教育委員会会議の開催に関する経費で、昨年度並みに計上しています。

続いて、目、事務局費です。事務局経常管理費から説明します。概要書は 47 ページです。

事務局経常管理費は、事務局と会計年度職員に関する経常的な経費を計上しています。

事務局臨時管理費は、本年度から志々小学校統合に関する地区協議会に対する会議を開催する経費となっております。

次に、不登校児童・生徒支援事業です。こちらは不登校児童生徒の居場所・学習支援体制の強化を図るため、不登校児童生徒の居場所と学習の場所である教育支援教室の運営に係る経費となっております。

スクールカウンセラー設置事業は、不登校など学校生活に関する相談に対し、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーによる相談業務を実施する費用となっており、前

年度並みで計上しています。

外国青年招致事業は、外国語指導助手を中学校区ごとに配置する人件費と活動費となっております。

次に、飯南町教育研究会補助金は、教育研究会に対する補助金で、前年と同額です。

飯南町ＰＴＡ連合会補助金は、ＰＴＡ連合会への補助金で、昨年と同額です。

奨学基金管理事業は、奨学金貸付け事務にかかる費用です。前年並みで計上しています。

各種大会運営事業は、中学校スキー大会、小体連、中体連への補助金で、昨年と同額です。

学校運営補助金は、主として、修学旅行や部活動に係る経費を補助するもので、前年より39万円の減額となっております。

概要書は48ページをお願いします。

派遣指導主事負担金は、島根県から派遣を受けている指導主事に係る負担金です。前年並みの計上としております。

学習支援館運営事業は、公営塾である学習支援館を運営する事業で、その運営経費です。前年並みの計上をしています。

みらい人材育成事業は、青少年を対象とした人材育成を図るための事業費ですが、町内小中学校、高校生が留学生との交流を行う事業をメインとしており、経費を見直し減額しております。

コミュニティ・スクール推進事業は、学校・家庭・地域が一体となった教育環境をつくるために、学校運営協議会を導入するための事業で、令和６年度から町内全校に拡大しています。前年度並みの予算を計上しています。

小中学校再編計画策定業務は、令和７年度に策定した飯南町教育環境基本計画を受け、より具体的な再編計画を策定するものです。令和８年度から本格的に再編検討を実施してまいります。中学校の場所を検討するための経費の試算を委託して行います。

続きまして、目、教員住宅費です。予算書は66ページをお願いします。

教員住宅経常管理費は、教員住宅の管理に関する経常的なもので、前年並みの計上しています。

教員住宅臨時管理費は、教員住宅の臨時的な管理に関するもので、年次的に杉戸住宅の屋根の修繕を行っており、予算は昨年とほぼ同額です。

続いて、項、小学校費、目、学校管理費です。

小学校共通経常管理費は、校務技術員等の人件費、各種点検などを行う経費です。会計年度任用職員の人件費の増額、委託料の減額などありますが、全体としては35万円の増額となっております。

小学校共通臨時管理費は、各学校の修繕等にかかる経費で、主なものとしては、頓原小学校エアコン設置、志々小学校の備品移転費、赤名小学校の校庭排水路修繕、来島小学校の学

校エアコン更新があります。昨年に比べおよそ270万円の増額となっております。

頓原小学校経常管理費ですが、こちらは学校の光熱水費等の経常的な経費です。

次の志々小学校経常管理費、赤名小学校、来島小学校、来島小通級指導教室、赤名小学校経常管理費まで同様な経常的な経費となっており、いずれも前年並みの予算を計上しています。

続いて、目、教育振興費です。予算書は67ページ、概要書は49ページをご覧ください。

小学校教育振興共通経常管理費は、教材費やテストなどに関する経常的な経費です。昨年並みの計上としています。

小学校教育振興共通臨時管理費は、小学校の教育振興に関する臨時的な経費を計上しておりまして、小学校へのＩＣＴ支援員の派遣、教職員に対するＩＣＴ研修の実施、タブレットドリルに関する経費を計上しています。令和７年度、昨年度はタブレットの更新がありましたが、本年度はありませんので2,200万円余の減額となっております。

頓原小学校教育振興経常管理費は、ふるさと教育推進事業、スキー教室に係る経費が主なものとなっており、志々小学校、赤名小学校、来島小学校の教育振興経常管理費についても同様となっております。

次に、頓原小学校教育振興臨時管理費です。こちらは特別支援教育サポーター、小学校の学校司書に関する人件費となっております。

続く、志々小学校、赤名小学校、来島小学校の臨時管理費についても同様となっております。

次に、概要書は50ページをお願いします。

学校医委託料ですが、学校歯科医等に対する報酬・費用弁償で昨年と同額です。

次に、要保護準要保護児童援助費は、準要保護児童の就学に係る援助費等です。対象となる児童数の減少が見込まれることから、昨年度より50万円減額を計上しております。

小学校スクールバス整備費は、赤名小学校のスクールバス６号車を更新する予算を計上しております。

小学校スクールバス経常管理費は、町内各小学校のスクールバス運行に必要な委託料の経費です。

続いて、項、中学校費、目、学校管理費です。

中学校共通経常管理費は、校務技術員の人件費、各種点検などの経費です。会計年度任用職員の人件費の増、委託料の減などがありますが、全体としては昨年とほぼ同額となっております。

中学校共通臨時管理費ですが、予算書は68ページをお願いします。中学校共通臨時管理費は、２つの中学校の修繕に係る経費で、主なものとしては、頓原中学校校舎内壁面塗装、赤来中学校のエアコン設置などです。昨年に比べ総額では60万円余の減額となっております。

頓原中学校経常管理費は、頓原中学校の光熱水費などの経常的な経費です。

次の赤来中学校経常管理費についても同様となっております。

続いて、目、教育振興費です。概要書は51ページをご覧ください。

中学校教育振興共通経常管理費は、中学校配置のコーディネーター２名分の人件費や教材費、テストなどに関する経常的な経費です。会計年度任用職員の人件費の増、備品購入費の減などがありますが、全体としては昨年より20万円余の減額となっております。

中学校教育振興共通臨時管理費は、タブレットドリル、職場体験、ふるさとシンポジウムに係る費用を計上しています。令和７年度、昨年度はタブレットの更新がありましたが、今年度はありませんので1,300万円余の減額となっております。

次に、頓原中学校教育振興経常管理費です。こちらは、ふるさと教育推進事業、スキー教室に係る経費が主なものとなっており、赤来中学校の経常管理費についても同様です。昨年度とほぼ同額を計上しています。

頓原中学校教育振興臨時管理費は、特別支援教育サポーターの人件費となっており、こちらは赤来中学校の臨時管理費についても同様となっております。赤来中学校は特別支援教育サポーターを１名増員、合計３名としております。既存サポーターの人件費の増も含め、昨年より370万円余の増額計上としております。

学校医委託料は、学校歯科医等に対する報酬などで、昨年と同額です。

要保護準要保護生徒援助費は、準要保護生徒の就学に係る援助費等で、昨年より120万円余の減額です。

中学校スクールバス経常管理費は、中学校のスクールバス運行に必要な委託料等の経費です。

続きまして、項、社会教育費、目、社会教育総務費です。予算書は69ページ、概要書は51ページの一番下をご覧ください。

社会教育総務経常管理費は、社会教育に関する共通の事務費となっており、昨年並みの予算計上しています。

社会教育委員活動費は、社会教育委員の報酬などで昨年とほぼ同額です。

生涯学習推進事業は、生涯学習に関わるリーダー育成のための経費で、昨年とほぼ同額です。

ふるさと教育推進事業は、教職員や公民館職員を対象に、地域資源を活用してふるさと教育に関する研修会を実施する経費で、昨年と同額です。

人権・同和教育推進事業は、人権研修会開催に係る講師委託料、飯南町人権・同和教育推進協議会への補助金で、昨年とほぼ同額です。

二十歳のつどい事業は、二十歳を迎えた人を対象に８月15日に開催を予定するもので、昨年とほぼ同額を計上しています。

放課後子どもプラン推進事業は、小学校の放課後、また長期休業中における子どもの居場所づくりをする事業で、運営経費として、主に指導員の賃金を計上しています。賃金単価の上昇、また一部の教室について、長期休業中の児童クラブについても、町内事業者委託を実施するため、昨年より 360 万円余の増額を計上しております。

社会教育主事派遣事業は、島根県から派遣を受けている社会教育主事に係る負担金で、昨年とほぼ同額です。

各種負担金は、婦人会、文化協会などへの補助金で、昨年と同額です。

続きまして、目、公民館費です。予算書は 70 ページをお願いします。

飯南町公民館運営事業は、公民館による社会教育活動を推進するため、公民館協議会の補助金、公民館長への報酬等です。会計年度任用職員の人件費の増、公民館職員の人件費の増により、昨年より 350 万円余の増額としております。

〇基幹支所長（渡邊　博司）

続いて、目、社会教育施設費。頓原拠点複合施設経常管理費は、交流センターとんばらの事務的経費で、例年並みの計上です。

〇教育次長（石飛　幹祐）

図書館経常管理費は、図書館職員の報酬手当、図書の購入費など、図書館運営に関する費用です。会計年度任用職員と事務職員の人件費の増により 150 万円余の増額計上をしています。

概要書は 53 ページをお願いします。

図書館臨時管理費は、図書館の図書管理システムの更新に係る費用を計上しています。

高齢者コミュニティセンター経常管理費は、コミュニティセンターの管理のための光熱水費など経常的な経費で、前年並みの計上となっております。

続いて、目、文化財保護費です。予算書は 71 ページをご覧ください。

文化財保護審議会委員報酬は、審議会の委員の報酬・費用弁償で昨年とほぼ同額を計上しています。

文化財保護経常管理費は、文化財保護関係の事務的経費、赤名湿地の管理費などを計上しています。

文化財保護臨時管理費は、塩谷上遺跡出土の古銭の報告書の作成を行うこととしており、調査費、印刷製本費を計上しております。

歴史民俗資料館経常管理費は、館の光熱水費で昨年とほぼ同額です。

文化財保全整備活用事業は、自然環境保全地域の環境整備委託、瀬戸山城、加田城などの登山道整備に加え、令和８年度は瀬戸山城の文化財指定向け石垣の記録保存を実施する経費を計上しており、昨年より 100 万円余の増額としております。

町指定文化財保存整備事業は、町文化財の借地料など管理費で、昨年と同額です。

次に、項、保健体育費、目、保健体育総務費です。予算書は71ページ、概要書は53ページをご覧ください。

保健体育総務経常管理費は、研修会に係る経費、スポーツ少年団などへの補助金で昨年並みの計上しております。

学校健診事業は、学校において行う児童生徒職員、教職員の健康診断にかかる費用です。昨年は備品購入などがあったため、本年は30万円余の減額をしております。

学校健康会負担金は、児童生徒の共済加入負担金です。昨年度とほぼ同額です。

スポーツ推進委員活動費は、スポーツ推進委員の報酬の経費です。令和８年度は中国地区の大会が県内で開催されるため、活動費の20万円余を増額をしております。

スポーツ協会補助金は、飯南町スポーツ協会への補助金です。昨年と同額です。

次に概要書54ページをご覧ください。

国民スポーツ大会推進事業は、2030年の国民スポーツ大会において、飯南町がソフトボール会場になることから、会場の施設整備等を行う予算を計上しており、昨年に比べ4,700万円余の増額計上しています。

次に、目、体育施設費です。予算書は72ページ、概要書は54ページをご覧ください。

頓原球場維持管理費は、光熱水費など維持管理費と施設修繕にかかる費用で、昨年とほぼ同額です。

赤名山村広場経常管理費は、同じく光熱水費や管理委託料など維持管理経費です。

町民グラウンド経常管理費は、グラウンドの水道料で、昨年度と同額です。

町民プール経常管理費は、頓原・志々の町民プールの光熱水費、監視員の人件費にかかる経費などで、光熱水費の実績に合わせて20万円余の増額としています。

町民プール臨時管理費は、町民プールの修繕費と熱中症対策としてのテント購入費を計上しています。

小田地区体育館経常管理費、続いて八神トレセン・谷地区体育館経常管理費は、小田地区・志々地区・谷地区のそれぞれの体育館の光熱水費などの経常管理費で、昨年と同様の予算を計上しています。

最後に、目、学校給食費です。概要書は55ページをお願いします。

学校給食経常管理費は、飯南町学校給食会運営に係る補助金です。給食会職員の人件費、それから小学校給食無償化を実施する費用、また、物価高騰対策にかかる費用を計上しております。

学校給食臨時管理費は、エアコン設置と設備の更新に係る費用を計上しています。

教育費については以上です。

〇総務課長（永井　あけみ）

続いて、予算書は73ページになります。

款、項ともに公債費。令和８年度に償還する元金利子であり、11 億 3,705 万 9,000 円になっています。近年、計画的な繰上償還を行っており、元金は 5,310 万円余の大幅減となっておりますが、金利上昇に伴い、利子については 1,360 万円余の増額を見込んでおります。

なお、当初予算においては、頭出し分としまして引き続き財源の確保に努め、継続的な繰上償還の実施に努めてまいります。

続いて、歳出最後となります款、項、目、予備費については、各施設の老朽化等に伴う突発的な修繕等も増えておりまして、昨年度より 300 万円増額し、1,500 万円を計上しています。

続いて、74 ページ、給与費明細書をご覧ください。

まずはじめに、１特別職についてです。表の比較の欄をご覧ください。

まず、議員の欄については、議員報酬改定に伴い、報酬については 157 万 2,000 円の増額、その他の欄については 288 名の減となっていますが、参議院議員選挙及び町議会議員選挙における投開票管理者、立会人等の減によりまして、報酬として 302 万 8,000 円の減額があります。

そのほかでは、支給割合改定による、期末手当と共済費について増額するものです。

続いて、75 ページをお願いします。２一般職です。（１）総括ですが、次の 76 ページの合計になりますので、76 ページをご覧ください。

はじめに、ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職についてです。現時点における一般職員数で予算計上しておりまして、1 名増の 86 名で計上しております。

令和７年度の大幅な給与改定によりまして、給料については 719 万円増額、期末勤勉手当も増額ですが、選挙執行に伴う時間外手当等の減額によりまして、職員手当としては 58 万円余の減額となっています。

また、給与改定に伴い共済費も増額となり、一般職員合計については 1,427 万円余の増額となっています。

次に、イ会計年度任用職員ですが、会計年度任用職員や地域おこし協力隊の退任に伴い、２名減で計上しております。一般職員同様に、会計年度任用職員についても、報酬・手当の増額改定があり増額となっておりますが、退任による報酬の減や時間外手当の減によりまして、185 万 9,000 円の減額となっています。

続く 77 ページには、給料及び職員手当の増減額の明細、78 ページから 81 ページまでは、給料及び職員手当の状況について記載しておりますので、ご確認ください。

続いて 82 ページをお願いします。82 ページ、地方債の現在高見込額に関する調書になりますが、こちらについては、財政資料８ページとほぼ同様の内容となっておりますので、説明については省略させていただきます。ご確認いただければと思います。

最後に、83 ページです。

これまでの債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての支出額に関する調書です。事項欄の、事項のところの三つ目、農業経営基盤強化資金、それから11番目から12番目にあります医療及び福祉従事者確保対策助成金の令和８年度分が増えておりますので、ご確認いただければと思います。

議案第33号についての説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第34号、令和８年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算及び、議案第35号、令和８年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算の２議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部　　農）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部　　農）　番外。議案第34号について説明します。

令和８年度飯南町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６億2,378万９千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は､「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和８年３月３日　提出。飯南町長。

次の２ページをお願いします。第１表、歳入歳出予算です。はじめに歳入です。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、国民健康保険料。6,666万１千円。

款、一部負担金は、計上ありません。

款、使用料及び手数料。１万５千円。

款、国庫支出金は、計上ありません。

款、県支出金。４億9,520万３千円。

款、財産収入。10万円。

款、繰入金。6,170万９千円。

款、繰越金。１千円。
款、諸収入。10万円。
歳入合計。総額６億2,378万９千円。
　次、３ページの歳出です。同じく各款ごとに定める金額を読み上げます。
款、総務費。1,876万２千円。
款、保険給付費。４億7,041万円。
款、国民健康保険事業費納付金。１億2,001万５千円。
款、保健事業費。832万２千円。
款、基金積立金。10万円。
款、公債費は、計上ありません。
款、諸支出金。268万円。
款、予備費。350万円。
歳出合計。総額６億2,378万９千円。
　次、事項別明細書の５ページです。
　１．総括。歳入の説明は省略し、６ページの歳出をお願いします。歳出です。
特定財源は、国県支出金４億7,692万５千円。その他特定財源１億4,686万４千円です。
　次、７ページです。概要説明資料は１ページです。
　２．歳入。款、項、目、国民健康保険料。県に納める納付金を保険料として集める額で、保険料率を据え置き、収納率目標を97.5％で推計しています。現年度分は、被保険者の減などにより減額。過年度分は、前年度と同額。滞納繰越分は、目標収納率を30％に設定し前年度より減額です。
　款、項、目、一部負担金は、前年度より減額で計上ありません。
　款、使用料及び手数料、項、手数料、目、督促手数料は、前年度と同額です。
　概要説明書は、２ページになります。
　款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、廃目整理のため計上ありません。
　款、県支出金、項、県負担金、目、保険給付費等交付金は、島根県から市町村に入る交付金です。普通交付分は一般分の診療報酬、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等で、医療費推移の試算により、前年度とほぼ同額。
　次の８ページをお願いします。
　特別交付分は、保険者努力に応じた補助金や、特別調整交付金の市町村分で、結核精神医療にかかるものや国保直営診療分です。令和７年度の飯南病院の内視鏡検査装置、超音波画像診断装置の更新にかわり、８年度は患者監視装置の更新にかかる経費による減額です。
　２号分の県繰入金は、健診の受診率向上事業などの保険事業分、特定健康診査等負担金は、

健康診査等の国県の補助分です。全体としては前年度より減額です。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金は、基金利子で前年度と同額です。

概要説明書は３ページです。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度より減額です。内訳につきましては、保険基盤安定制度繰入金は、保険料軽減相当額等の補填分で前年度より減額。出産育児一時金等繰入金は、前年度と同額。職員給与費等繰入金は前年度より増額です。その他繰入金は、総務事務費等で、前年度より増額です。財政健全化対策事業繰入金は、県単独医療費助成事業による医療費増加分の補填で減額です。未就学児均等割保険料繰入金は、令和７年度実績で計上しています。産前産後保険料繰入金は、出産予定日前月から翌翌月までの４ヶ月間の保険料を軽減し、これも令和７年度実績で計上しています。

次、９ページをお願いします。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国民健康保険事業基金繰入金は、納付金増加分を補填するための基金繰入を計上しています。

款、項、繰越金、目、その他繰越金は、前年度と同額。

款、諸収入、項、延滞金加算金及び過料、目、延滞金、目、加算金は、それぞれ保険料徴収にかかるもので前年度より減額で、計上ありません。

款、諸収入、項、雑入、目、第三者納付金は、事故などで医療機関に受診した時の医療費保険者負担分で前年度より減額。計上ありません。

目、雑入は、前年度と同額です。

次、10ページをお願いします。概要説明書は４ページになります。

３．歳出。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費は、職員人件費と経常事務費で、前年度より増額です。

目、連合会負担金は、国保連合会及び情報公社の負担金で、国保連合会は前年度より増額。情報公社も増額です。

款、総務費、項、目、運営協議会費は、国保運営に関し必要な意見の交換や、審議等の役割を持つ協議会の委員７名の報酬２回分です。

次、11ページをお願いします。

款、保険給付費、項、療養諸費、目、療養給付費は、被保険者の診療報酬で医療費の推移から前年度並みと試算し、前年度と同額。

目、療養費は、被保険者の柔道整復、補装具療養費の支給にかかるもので、療養費の推移により前年度と同額です。

目、審査手数料は、国保連に委託している審査支払手数料で、前年度と同額です。

款、保険給付費、項、目、高額療養費は、被保険者の医療費が一定以上の高額になった時

の保険者が負担する経費で、医療費の動向により前年度と同額です。

目、高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の両方の給付を受けることで、自己負担が著しく高額になる場合の負担緩和措置で、推移を前年度並みと試算し、前年度と同額。

項、葬祭諸費、目、葬祭費は、被保険者が亡くなった時の葬祭費の支給で前年度と同額です。

次、12ページをお願いします。

項、出産育児諸費、目、出産育児一時金は、被保険者が出産した時の支給で、前年度と同額。

項、目、移送費は、医師の指示による入院治療や転院を要する場合の移送に要する費用で、前年度より減額で計上ありません。

ここから概要説明書は５ページです。

款、国民健康保険事業費納付金は、島根県に納める納付金で県から示された金額を計上しております。算定の推計として、被保険者数一人当たりの診療費、その他平均所得などが指標となっております。

項、目、医療給付費分は、被保険者の医療費分で前年度より減額です。

項、目、後期高齢者支援金等分は、後期高齢者医療に要する支援分で前年度より増額です。

項、目、介護納付金分は、介護保険第２号被保険者の属する世帯に案分して賦課するもので前年度より増額です。

次、13ページです。

項、目、子ども・子育て支援金分は、令和８年度より子ども・子育て支援金納付金の設立にて前年度より増額です。

款、保健事業費、項、目、特定健康診査等事業費は、国保被保険者の健診費用を一般会計へ繰り出すもので、前年度より減額です。

款、項、保健事業費、目、保健衛生普及費は、国保保健事業にかかる経費で、前年度より減額。

次、14ページをお願いします。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金は、運用益相当として計上し、前年度と同額です。

款、項、公債費、目、利子。一時借入金利子は、廃目整理により計上ありません。

概要説明書は６ページになります。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、保険税還付金は、被保険者保険料の還付金で医療分と介護分、前年度より減額。

目、還付加算金は、被保険者の還付加算金医療分と介護分で前年度より減額で、計上ありません。

目、償還金は、前年度に交付された普通交付金の精算返還金で前年度より減額で、計上ありません。

項、目、操出金は、飯南病院への操出金です。内視鏡検査装置、超音波画像診断装置の更新は終了しますが、新たに患者監視装置の更新により減額です。

次、15ページをお願いします。

款、項、目、予備費は、前年度と同額です。

次の16ページ以降の給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧ください。議案第34号の説明は以上となります。

続いて、議案第35号について説明します。

令和８年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億549万７千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は､「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年３月３日　提出。飯南町長。

次の２ページをお願いします。

第１表　歳入歳出予算です。はじめに歳入です。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、後期高齢者医療保険料。8,387万４千円。

款、使用料及び手数料。５千円。

款、繰入金。１億2,135万７千円。

款、繰越金。１千円。

款、諸収入。26万円。

歳入合計。総額、２億549万７千円。

次、３ページの歳出です。同じく各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、総務費。242万３千円。

款、後期高齢者医療広域連合納付金。２億231万４千円。

款、諸支出金。26万円。

款、予備費。50万円。

歳出合計。総額、２億549万７千円。

次、事項別明細書の５ページをお願いします。

１．総括。歳入の説明は省略しまして、６ページの歳出をお願いします。歳出です。特定財源はすべてその他財源で２億549万７千円です。

次、７ページをお願いします。概要説明資料は１ページからです。

２．歳入。

款、項、後期高齢者医療保険料、目、特別徴収保険料は、年金から天引きされる方法で徴収されるもので、現年分は前年度よりやや高く見込み増額です。

目、普通徴収保険料は、年金天引きができない方の徴収分で、現年分は前年度よりやや高く見込み増額です。滞納繰越分もやや高く見込み増額です。

款、使用料及び手数料、項、手数料、目、督促手数料は、前年度と同額。

款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、事務費繰入金は、総務管理費及び徴収費に係る繰入れで前年度より増額。

目、保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分の繰入れで前年度より増額。

目、療養給付費繰入金は、療養給付費にかかる繰入れで前年度より増額です。

款、項、目、繰越金は、前年度繰越金で前年度と同額。

款、諸収入、項、償還金及び還付加算金、目、保険料還付金は、死亡、資格移動等に伴う保険料還付金で前年度と同額。

次、８ページをお願いします。款、諸収入、項、目、雑入は、広域連合負担金返還金で前年度より減額で、計上なしです。

次、９ページをお願いします。概要説明書は２ページです。

３．歳出。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費は、経常事務費分で、前年度より増額です。

款、項、目、後期高齢者医療広域連合納付金は、市町村負担金で保険料の見込み額、基盤安定見込み額、及び医療費の推計などにより前年度より増額です。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、保険料還付金は、死亡、資格移動等に伴う保険料の返還金で、前年度と同額。

目、還付加算金は、前年度より減額で、計上ありません。

次、10ページをお願いします。

款、項、目、予備費は、前年度と同額です。議案第35号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第36号、令和８年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算、及び議案第37号、令和８年度飯南町病院事業会計予算の２議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋　克裕）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋　克裕）　番外。議案第 36 号について説明します。

令和８年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,588万７千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。
（歳出予算の流用）
第２条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
令和８年３月３日　提出。飯南町長。
　次のページです。第１表　歳入歳出予算です。款について読み上げます。歳入。
款、訪問看護事業収入。2,805万６千円。
款、繰入金。1,783万円。
款、繰越金。１千円。
款、諸収入。こちら計上ありません。
歳入合計。4,588万７千円。
　次のページ、歳出です。
款、訪問看護事業費。4,568万７千円。
款、予備費。20万円。
歳出合計。4,588万７千円。
　次のページから事項別明細書です。５ページです。
　１.総括。歳入につきましては説明を省略いたします。次のページ、６ページ、歳出です。歳出合計の財源内訳は、すべてその他特定財源です。
　７ページです。２．歳入。
　款、訪問看護事業収入、項、目、訪問看護収入については、医療保険による収入です。
　項、介護給付費収入、目、居宅介護サービス収入については、介護保険による収入となります。どちらについても本年度の実績をもとに利用者数を見込み予算に計上しています。
　款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金については、収入不足を一般会計から繰り入れるもので、歳出の増により前年比較で増額となっています。また、この繰入金の財源のうち200万円についてはふるさと応援基金を充てております。
　款、項、目、繰越金。前年度と同様です。
　款、諸収入、項、雑入、目、雑入については、計上せず皆減となっています。
　８ページです。３．歳出。
　款、項、目、訪問看護事業費です。一般職人件費では、正規職員の看護師２名、理学療法士１名について計上しています。
　訪問看護経常管理費では、会計年度任用職員の看護師２名、理学療法士１名分を計上しています。その他の経常管理費については、本年度の事業の実績により計上していますが、備

品購入費については、医療機器等の購入及び訪問用の公用車１台について皆増となっています。

訪問看護協会等負担金については、前年同額です。

款、項、目、予備費についても前年と同様の計上です。

次の９ページから、給与費明細書をつけておりますが、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧いただきたいと思います。議案第36号の説明は以上です。

次に、議案第37号について説明します。

（総則）

第１条　令和８年度飯南町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）病床数、48床。

（２）年間患者数。入院12,264人。外来37,476人。（病院外来34,172人、診療所外来3,304人）

（３）一日平均患者数。入院33.6人。外来158.9人。（病院外来141.8人、診療所外来17.1人）

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第１款、病院事業収益、11億1,789万４千円。

第１項、医業収益、７億9,063万５千円。

第２項、医業外収益、３億2,725万９千円。

支出。第１款、病院事業費用、12億8,639万９千円。

第１項、医業費用、12億7,555万２千円。

第２項、医業外費用、984万７千円。

第３項、予備費、100万円。

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,659万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額395万９千円、過年度損益勘定留保資金4,263万１千円で補填する。）

収入。第１款、資本的収入、１億3,908万６千円。

第１項、企業債、3,520万円。

第２項、一般会計出資金、１億150万６千円。

第３項、国保会計繰入金、238万円。

支出。第１款、資本的支出、１億8,567万６千円。

第１項、建設改良費、4,355万円。

第２項、企業債償還金、１億4,212万６千円。
　次のページです。（企業債）
第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、施設整備事業　医療機器等整備事業。限度額、3,520万円。起債の方法、証書借入。利率、5.0％以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
（一時借入金）
第６条　一時借入金の限度額は、１億円と定める。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）給与費、７億6,451万７千円。
（たな卸試算購入限度額）
第８条　たな卸資産の購入限度額は、１億3,413万４千円と定める。
（重要な資産の取得及び処分）
第９条　重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。
（１）　取得する資産。種類、建物附属設備。名称、消防設備機器。数量、一式。
機器備品、生体情報モニタ、一式。機器備品、病床ベッド16台、一式。
令和８年３月３日　提出、飯南町長。
　次のページから附属説明書となります。５ページをご覧ください。実施計画書です。目について読み上げます。
　１．収益的収入及び支出。（収入）
目、入院収益、４億179万３千円。
目、外来収益、３億1,430万５千円。
目、その他医業収益、7,453万７千円。
目、受取利息配当金、１千円。
目、他会計補助金、３億100万円。
目、補助金、110万１千円。
目、患者外給食収益、64万３千円。
目、長期前受金戻入、1,722万５千円。
目、その他医業外収益、728万９千円。
（支出）
目、給与費、７億6,451万７千円。

目、材料費、１億3,413万４千円。
目、経費、２億5,832万８千円。
目、減価償却費、１億1,517万１千円。
目、資産減耗費、２千円。
目、研究研修費、340万円。
目、支払利息及び企業債取扱諸費、582万４千円。
目、雑損費、１万円。
目、消費税、401万３千円。
目、予備費、100万円。
６ページです。２．資本的収入及び支出。（収入）
目、企業債、3,520万円。
目、一般会計出資金、１億150万６千円。
目、国保会計繰入金、238万円。
（支出）
目、建物整備費、1,619万６千円。
目、有形固定資産購入費、2,735万４千円。
目、企業債償還金、１億4,212万６千円。
７ページです。収入支出明細書です。
１．収益的収入及び支出。収入です。
目、入院収益については、病床利用率70％を設定し計上していますが、患者１人当たりの単価増により前年に比べ増額となっています。
目、外来収益については、本年度の実績をもとに計上しています。
目、その他医業外収益については、今年度実績によるもののほか、公衆衛生活動収益のほうで、新型コロナワクチンなど予防接種による収入が増額となっています。
目、受取利息配当金は、定期預金等の利息を計上しています。
目、他会計補助金については、社会的な賃金水準の上昇や物価高などの支出増に対応するため、経営に対する繰入れを3,000万円増額しております。
また、繰入金の財源として、ふるさと応援基金を500万円充てておりますが、このうち100万円は、病院施設の修繕費分として繰入れを行うこととしており、合わせて3,100万円の繰入金の増額となっています。
目、補助金については、非常勤医師の交通費などの県補助金、救急医療にかかる国保特別調整交付金などを計上しています。
目、患者外給食収益については、医師等へ提供する給食代の収入を計上しています。
目、長期前受金戻入れについては、減価償却に伴う長期前受金からの戻入れです。

目、その他医業外収益については、職員住宅家賃など、医療にかかる収入以外のものを、実績をもとに計上しています。

８ページから支出です。

目、給与費については、病院事業審議会委員報酬や正規職員、非常勤の医師を含めた会計年度任用職員の人件費を計上しており、給与改定などにより増額となっています。

目、材料費については、実績によるもののほか、予防接種ワクチンの購入費などが増額となっています。

目、経費については、実績により計上しておりますが、社会的な賃金上昇、物価上昇などが影響し増額となっています。

また委託費においては、令和８年診療報酬改定がありますが、これの確実な算定や日頃の診療報酬算定の支援業務についての業務委託を新たに計上しています。

次に９ページです。

目、減価償却費については、医療機器の償却終了などにより減額になっています。

目、資産減耗費については、前年同様です。

目、研究研修費については、研修、学会への参加費等の費用を、前年同額で計上しています。

目、支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還に係る支払い利息等を計上しています。

目、雑損費は前年同額。目、消費税は試算により増額。目、予備費は前年同額としています。

10ページです。

２.資本的収入及び支出です。収入。

目、企業債については、施設、医療機器等の整備に係るものです。

目、一般会計出資金は、企業債償還に係るルール分の繰入れです。

目、国保会計繰入金については、生体情報モニタの整備に係る国保特別調整交付金となります。

次に支出です。

目、建物整備費、また次の有形固定資産購入費については、概要資料の５ページ、資本的支出に整備購入するものを挙げています。

目、建物整備費では、効率的な受付業務のため、病院の総合受付カウンターの改修、それと更新時期を迎えた消防設備機器の更新費用を計上しています。

目、有形固定資産購入費では、入院患者の心電図や呼吸などをナースステーションで把握することのできる生体情報モニタの更新、また、更新時期を迎えた入院患者用のベッド。これの更新整備などの費用を計上しています。

目、企業債償還金については減額となっています。

３条予算、４条予算については以上となります。

次のページから予定キャッシュフロー計算書など付属の資料をつけておりますが、説明は省略いたします。議案第37号の説明は以上となります。

○議長（早樋　徹雄）　ここで休憩をいたします。本会議の再開は10時15分といたします。

午前　９時５９分休憩

……

午前１０時１６分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

引き続いて、議案第38号、令和８年度飯南町簡易水道事業会計予算、及び、議案第39号、令和８年度飯南町下水道事業会計予算の２議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山　　篤）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　森山建設課長。

○建設課長（森山　　篤）　番外。議案第 38 号について説明します。

（総則）

第１条　令和８年度飯南町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）接続戸数。1,695戸。接続率94.2%。

（２）年間総配水量。751,600㎥。

（３）一日最大配水量。2,421㎥。

（４）主要な建設改良工事。頓原浄水場浄水処理設備改修工事、水道管支障移転工事、給水装置新規取付工事。

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第１款、簡易水道事業収益、２億1,403万７千円。

第１項、営業収益、１億200万円。

第２項、営業外収益、１億1,203万７千円。

支出。第１款、簡易水道事業費用、２億5,393万２千円。

第１項、営業費用、２億3,753万６千円。

第２項、営業外費用、1,339万６千円。

第４項、予備費、300万円。次、２ページです。

（資本的収入及び支出）
第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,560万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,147万９千円、過年度損益勘定留保資金1,412万１千円で補填する。）
　収入。第１款、資本的収入、２億6,920万２千円。
第１項、企業債、１億1,600万円。
第２項、受益者分担金、100万円。
第３項、負担金及び受託金、3,480万円。
第４項、補助金、3,760万円。
第５項、一般会計出資金、7,980万２千円。
　支出。第１款、資本的支出、２億9,480万２千円。
第１項、建設改良費、１億9,967万６千円。
第２項、企業債償還金、9,512万６千円。
（企業債）
第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、簡易水道事業。限度額、１億1,600万円。起債の方法、証書借入。利率、5.0％以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
（一時借入金）
第６条　一時借入金の限度額は、１億５千万円と定める。
（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
（１）第１款、簡易水道事業費用。
第１項、営業費用。
第２項、営業外費用。次、３ページです。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）総係費。1,751万６千円。
（他会計からの補助金）
第９条　簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,000万円である。
（たな卸資産購入限度額）
第10条　たな卸資産の購入限度額は、132万円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）
第11条　重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。
（１）取得する資産。種類、構築物。名称、水道管等。数量、一式。
令和８年３月３日　提出。飯南町長。
　次のページから、附属説明書です。６ページをお願いします。実施計画書です。目について読み上げます。
　１．収益的収入及び支出。（収入）
目、給水収益、１億200万円。
目、受取利息配当金、１千円。
目、他会計補助金、3,624万６千円。
目、長期前受金戻入、7,578万８千円。
目、雑収益、１千円。
目、消費税還付金、１千円。
（支出）
目、水道事業管理費、7,744万５千円。
目、総係費、1,751万６千円。
目、業務管理費、1,352万１千円。
目、減価償却費、１億2,905万４千円。
目、支払利息及び企業債取扱諸費、1,334万５千円。
目、消費税、１千円。
目、雑損費、５万円。
目、予備費、300万円。次に７ページ。
　２．資本的収入及び支出。（収入）
目、企業債、１億1,600万円。
目、受益者分担金、100万円。
目、工事負担金、3,480万円。
目、国県補助金、3,760万円。
目、一般会計出資金、7,980万２千円。
（支出）
目、建設改良費、１億9,967万６千円。
目、企業債償還金、9,512万６千円。
　次に８ページです。収入支出明細書です。概要書は１ページです。
　１．収益的収入及び支出。収入は、給水に係る水道使用料、一般会計からの補助金を計上しております。

給水収益については、前年同額を計上しております。

他会計補助金につきましては、基準に基づく繰入れで、前年より110万余の増となっております。

支出です。概要書は２ページからになります。

水道事業管理費は、光熱水費や水質検査委託料などの経常経費と、漏水等修理やろ過池の補砂工事及び量水器取替え工事を計上しております。

次に９ページです。

目、総係費につきましては、職員２名分の人件費を計上しております。

業務管理費は、主にメーター検針の委託料等情報公社への負担金で、公社システム更新によります290万余の増額と、経営戦略改訂業務委託費500万円余のほうが減となっております。

減価償却費につきましては、前年比290万円の減であります。

営業外費用につきましては、企業債の支払い利息のほう、計上しております。

予備費につきましては、前年同額を計上しております。

次に10ページです。概要書は４ページです。

２.資本的収入及び支出。

収入につきましては、新規加入分担金と、道路改良に伴います水道管支障移転の工事負担金、頓原浄水場浄水処理施設改修を実施するための国庫補助金、及び、企業債、そして一般会計からの出資金を計上しております。事業費の減によりまして、歳入のほうも対前年3,050万余の減となっております。

支出につきましては、建設改良費として新規接続に伴いますメーター取付け費用のほか、中央監視装置サーバー修繕と、小田浄水場の計器設置工事、そして道路改修３路線と、国道東下歩道整備に伴います水道管支障移転工事費、そして今年度設計をしておりました頓原浄水場、浄水処理施設の改修工事の費用を計上しております。

支障移転工事の減と、宇山送水管工事完了に伴って、対前年750万余の減額となっております。

企業債償還金につきましては、企業債の元金償還額で、対前年比1,020万余の減となっております。

次の11ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましては、ご覧ください。議案第38号の説明は以上です。

続いて、議案第39号について説明します。

（総則）

第１条　令和８年度飯南町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。
（１）接続戸数。1,564戸。接続率79.8％。
　918戸（公共下水道）接続率89.1％。
　574戸（合併浄化槽）接続率67.0％。
　72戸（農業集落排水）接続率100.0％。
（２）年間総処理水量。387,978㎥。
　225,578㎥（公共下水道）
　143,594㎥（合併浄化槽）
　18,806㎥（農業集落排水）
（３）一日平均処理水量。1,063㎥。
　618㎥（公共下水道）
　393㎥（合併浄化槽）
　52㎥（農業集落排水）
（４）主要な建設改良工事。合併浄化槽設置工事、下水道管支障移転工事。
（収益的収入及び支出）
第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
　収入。第１款、下水道事業収益、２億2,442万６千円。
第１項、営業収益、9,191万５千円。
第２項、営業外収益、１億3,251万１千円。
　支出。第１款、下水道事業費用、３億1,671万４千円。
第１項、営業費用、２億9,033万１千円。
第２項、営業外費用、2,338万３千円。
第４項、予備費、300万円。次に２ページです。
（資本的収入及び支出）
第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
　収入。第１款、資本的収入、２億1,841万６千円。
第１項、企業債、１億1,300万円。
第２項、受益者分担金、300万円。
第３項、負担金及び受託金、434万９千円。
第４項、補助金、533万円。
第５項、一般会計出資金、9,273万７千円。
　支出。第１款、資本的支出、１億9,595万円。
第１項、建設改良費、2,484万９千円。
第２項、企業債償還金、１億7,110万１千円。

（企業債）
第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
起債の目的、下水道事業。限度額、1,320万円。起債の方法、証書借入。利率、5.0％以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
起債の目的、資本費平準化。限度額、9,980万円。起債の方法、利率、償還の方法は同上です。
次に３ページ。
（一時借入金）
第６条　一時借入金の限度額は、１億円と定める。
（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は､次のとおりと定める。
（１）第１款、下水道事業費用。
第１項、営業費用。
第２項、営業外費用。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は､議会の議決を経なければならない。
（１）総係費。1,093万７千円。
（他会計からの補助金）
第９条　下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,000万円である。
（重要な資産の取得及び処分）
第10条　重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。
（１） 取得する資産。種類、構築物。名称、下水道管等。数量、一式。
種類、機械及び装置。名称、合併浄化槽。数量、一式。
令和８年３月３日　提出。飯南町長。
　次の４ページから附属説明資料になります。６ページをお願いします。実施計画書です。目について読み上げます。
　１．収益的収入及び支出。(収入)
目、下水道使用料、9,191万円。
目、その他営業収益、５千円。
目、受取利息配当金、１千円。
目、他会計補助金、8,216万７千円。
目、長期前受金戻入、5,033万８千円。

目、雑収益、４千円。
目、消費税還付金、１千円。
（支出）
目、公共下水道管理費、4,846万１千円。
目、合併浄化槽管理費、4,642万１千円。
目、農業集落排水管理費、908万５千円。
目、総係費、1,093万７千円。
目、業務管理費、5,702万２千円。
目、減価償却費、１億1,840万５千円。
目、支払利息及び企業債取扱諸費、2,336万２千円。
目、消費税、１千円。
目、雑損費、２万円。
目、予備費、300万円。次に７ページです。
２．資本的収入及び支出。（収入）
目、企業債、１億1,300万円。
目、受益者分担金、300万円。
目、工事負担金、434万９千円。
目、国県補助金、533万円。
目、一般会計出資金、9,273万７千円。
（支出）
目、建設改良費、2,484万９千円。
目、企業債償還金、１億7,110万１千円。
次に８ページです。収入支出明細書です。概要書は、１ページです。
1．収益的収入及び支出。収入は、下水道の使用料について、公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水ごとの見込額の計上と、一般会計からの補助金を計上しております。
下水道使用料につきましては、前年同額を計上しております。
他会計補助金につきましては、基準に基づく繰入れを行っておりまして、資本費平準化債の関係で、基準内の繰入れが2,500万円余減となっております。
次に、９ページです。支出です。
支出につきましては、営業費用のほうで、３つの種類ごとに、光熱水費、水質検査や維持管理の委託料を計上しております。それぞれの委託料につきましては、単価アップによりまして微増となっております。
なお、公共下水道管理費の光熱水費につきましては、太陽光発電設備を設置したことから、120万円余電気料のほう減額としております。

次に、10ページです。

目の総係費につきましては、職員１名分の人件費を計上しております。

業務管理費につきましては、主に広域連合に対する汚泥処理費用を計上しており、こちらも物価高騰の影響もあり、850万円余の増となっております。また、対前年で経営戦略改定業務委託と固定資産調査評価の業務を今年度行っておりました関係で、合わせて900万円余の委託料の減となっております。

減価償却費につきましては、630万円余の減となっております。

営業外費用につきましては、企業債の支払い利息のほうを計上しております。

予備費につきましては、昨年同額を計上しております。

次に、11ページです。概要書は４ページです。

２.資本的収入及び支出。

収入は、合併浄化槽設置等新規接続に伴う加入分担金と、合併浄化槽設置に係る国県補助金及び道路改良に伴います下水道管支障移転工事等に係る県からの負担金、工事に係る企業債及び企業債償還にかかります資本費平準化債を計上しております。

また、一般会計からの出資金を計上しております。一般会計からの出資金につきましては対前年2,700万円余の増となっております。

次に、12ページ、概要書は５ページです。支出です。

支出につきましては、建設改良費で、公共下水道の新規接続費用と、道路改良に伴う２件の支障移転工事及び合併浄化槽10基分の新設費用を計上しております。県の農道改良に伴います支障移転、赤名川改修に伴う支障移転が減少しまして、建設改良費のほうを、あと太陽光発電設備工事の完了によりまして、建設改良費のほうは5,900万円余の減となっております。

企業債償還金につきましては、償還元金を計上しており、対前年1,300万円余の減となっております。

次の13ページの予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましては、ご覧ください。議案第39号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前１０時４１分休憩

……

午前１０時４５分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

議長あてに、議案の訂正について申出がありました。ここで執行部から発言を求められて

おりますので、これを許します。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

それでは、議長のお許しをいただきましたので発言させていただきます。

昨日、３月３日に提案理由説明をいたしました議案第28号、令和７年度飯南町一般会計補正予算（第８号）について、予算書に記載漏れがあることが判明いたしました。

これは、議案として予算書を提出する際に、その内容の最終確認を私が怠ったためであり、深くおわびを申し上げます。申し訳ございません。

なお、原因につきましては、手作業によりまして予算書の修正作業を行い、作成したことによるものです。提案理由説明を終えた後の訂正でございますので、飯南町議会会議規則第20条の規定により、訂正をさせていただきたいと思っております。

改めてご説明いたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　暫時休憩をします。

午前１０時４６分休憩

……

午前１０時４６分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

それでは、先ほどお配りしました書類によりまして、提出議案の訂正について説明させていただきます。

なお、今後はこのような誤りが二度とないよう、複数人による確認作業を徹底してまいりたいと考えております。

それでは、お配りしました書類をご覧ください。内容は予算書３ページの訂正と予算書21の２ページの追加となります。

はじめに、予算書３ページについてご覧ください。歳出において、款、教育費、項、保健体育費についての記載漏れがあったものです。なお、金額の増減はないため合計金額の変更はありません。なお、その内容詳細については、担当課より、21の２ページについて説明をいたします。

○教育次長（石飛　幹祐）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　石飛教育次長。

○教育次長（石飛　幹祐）　番外。

今回の訂正につきましては、担当課におきまして、予算書の確認が不十分であったためであり、おわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

説明に入らせていただきます。令和７年度飯南町一般会計補正予算（第８号）の歳出補正のところでございますが、追加分の予算書21の２ページをご覧ください。

款、教育費、項、保健体育費、目、学校給食費。学校給食臨時管理費ですけれども、小中学校給食費緊急支援事業の交付金の決定による財源変更となっております。

説明は以上でございます。

○議長（早樋　徹雄）　この訂正の件につきましては、議会の許可が必要でございますので、お諮りをいたします。

ただいま訂正の申出のありました事件、議案第28号、令和７年度飯南町一般会計補正予算（第８号）について訂正の説明がありましたが、飯南町議会会議規則第20条第１項の規定により、この訂正を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。よって、訂正の申出を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前１０時４８分休憩

……

午前１０時５０分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

以上ですべての提案理由の説明を終了いたします。

日程第２　質疑

○議長（早樋　徹雄）　日程第２、質疑を行います。よろしいですか。

はじめに、議案第２号、飯南町認知症を理解し寄り添うまちづくり条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第３号、飯南町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４号、飯南町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第５号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第６号、飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第７号、飯南町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第８号、憩いの郷衣掛の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第９号、都市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号、琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号、飯南町観光・体験農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号、飯南町交流物産館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号、飯南町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号、公の施設（志津見集落活性化施設）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号、公の施設（滞在型市民農園）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号、公の施設（飯南町地域農業総合管理施設（頓原農業用機械格納庫））の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号、公の施設（飯南町育苗センター）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号、公の施設（飯南町水稲種子集出荷選穀施設）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号、公の施設（飯南町きのこ生産施設）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号、公の施設（酒づくり交流館）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号、公の施設（琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号、公の施設（都市交流センター）の指定管理者の指定についてを議題と

して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号、公の施設（憩いの郷衣掛）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号、公の施設（飯南町障がい者共同生活支援施設）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号、町道の路線認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号、水道料金に関する権利（債権）の放棄についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号、令和７年度飯南町一般会計補正予算（第８号）を議題として質疑を行います。はじめに歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。

次に、歳出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山登美男議員。

○６番（景山　登美男）　６番。

交流物産館の建物賃貸借契約満了による現状復旧に向けた負担金の増という、もう少し詳しい説明があったかもしれませんが聞き漏らしておりましたので、具体的にどういう費用かということを説明いただけませんでしょうか。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間　康浩）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間　康浩）　はい。番外。

飯南町交流物産館臨時管理費につきましてですが、建物賃貸借に基づく、原形に向けた負担金の増額としておりますが、こちらにつきましては、町長の所信表明でもございましたが、令和８年３月31日をもって指定管理が終了することとなっております。

その際、家主、有限会社はなわさんですが、そちらのほうと原形復旧をするということが契約の条項に盛り込まれておりまして、基本的には、原形というのは一番最初に戻すという意味ではあるんですが、協議の中で、家主様側としても、原形に戻されても逆に、また作らんといけんということもあって困るということもありまして、協議を進める中で、可能な範囲の修繕をして、契約条項を移行しようということになっております。

具体的には、今あります備品の撤去でありますとか、痛みがある壁、あるいは床等の修繕、それから看板の撤去等を計画しております。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　はい。

トータル的には理解しましたけども、さっきの話の備品の撤去、備品、いろんな備品があるかと思いますけども､過疎債による購入した設備等もあるんじゃないかと思いますけども、そうしたものの撤去するということはあれですけど、そうした性格上、そのあとどうするかというようなことは何か検討されておりますでしょうか。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員の質疑への答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間　康浩）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間　康浩）　番外。

今、備品としましては、様々なものがございますけれども、大きなものとしましては例えば冷蔵庫等がございます。基本的には３月末で指定管理が終わるということですので、町の備品でございますので町でも使えるということでしております。

が、そのあとですね、例えば、これは町の指定管理後のことになりますけれども、同様に、そこで産直市というようなものをしたいというようなことでもあれば、その際は、法令に基づいて、その処分と譲るというところもない、検討はしていこうと考えております。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号、令和７年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号、令和７年度飯南町病院事業会計補正予算（第５号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号、令和７年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第４号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号、令和７年度飯南町下水道事業会計補正予算（第４号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号、令和８年度飯南町一般会計予算を議題として質疑を行います。

はじめに、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。

次に、歳出についてページを区切って質疑を行います。

はじめに、31ページの款、議会費、項、議会費から、42ページの款、総務費、項、監査委員費までで質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　５番、安部誠也議員。

○５番（安部　誠也）　はい。

総務費、地域振興費の中に、新規で住宅整備賃貸住宅ということで、ちょっとうちの近所の赤名なんですけど、この用地取得に対して1,200万計上されてますけど、土地の面積なり、地権者が何人いるのか教えてください。

○議長（早樋　徹雄）　５番、安部誠也議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　番外。

現状でですね、正式にまだ交渉のほう始めていない状況でありますので、現実にはちょっと具体的な内容については差し控えさせていただきたいというふうに思いますが、赤名地内にですね、何件かそういった町に対する土地の売買といった相談は受けておりますが、その中から選定して交渉したいというふうに考えております。

○議長（早樋　徹雄）　５番、安部議員。

○５番（安部　誠也）　はい。

説明では、何か国鉄だった前の住宅の跡だと伺っておりましたけど、参考にですね、うちの上隣の２件目が、基準地価が、番地で言うと上赤名124－３ですけど、平米で言うと、毎年100円ずつ下がっとって6,300円。坪で2,802万826円。っていう数字が地価調査に基づいて、基準地価っていうのは公共事業の買収価格のもとになるもんでして、参考までにお伝えしますが、この1,200万だと坪数で言うと600坪ぐらいなるのかな。と思います。

○議長（早樋　徹雄）　質問ですか。

○５番（安部　誠也）　はい。

それで、買収されたほうがいいと思いますし、1,200万多めにかけられても町が損しますし、その辺で1,200万内で、また、土地の買収よろしくお願いいたしたいと思いますが、1,200万ですから適正な価格を求めたいと思いますが、よろしくお願いします。で、購入する考えがあるのか伺います。

○議長（早樋　徹雄）　非常に難しい質問ですので、答えられる範囲で答弁をお願いいたします。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　番外。

おっしゃるとおりですね適正な価格での購入というのが大前提だと思いますので、ご意見をいただいたところも参考にしながら交渉させてもらって用地を取得できればというふうに思います。

○議長（早樋　徹雄）　ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員。

○４番（高橋　英次）　はい。

同じく、同僚議員の質問の内容にも関わるものですが、そこに建てられる住宅ですが、定住促進賃貸住宅とありますが、これはいろいろ今ちょっと住宅いろいろあって種別がわからないんですが、これはどういった類いの住宅なんですか。長屋タイプか、それとも25年なにがしの分か、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　番外。

ご質問の場所につきましては、赤名地区の定住促進賃貸住宅の形ということだと思いますが、そちらにつきましては、年齢制限はありますが、定住住宅ということで、入居者のですね、ありますけど、セミオーダー住宅ではなく通常の賃貸の定住住宅を想定しておりまして、現時点では、まだ平屋であるとか２階建てになるかはまだですね、今後の検討ということであります。

○議長（早樋　徹雄）　ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員。

○８番（平石　玲児）　はい、８番。

概要説明資料で、12ページで先ほどの定住促進住宅整備事業の件ですが、上来島地区たかばしにあるところの空き地ですね、ここに、厚生委員会の説明だと宅地もしくはセミオーダーの住宅を考えているという説明でございました。

以前の総務厚生の委員会の中で、セミオーダーの住宅については、町としても、長期にわたる財政的な負担というか、そういったとこもあって、縮小というか、やめるというか、方向で考えているというような話がありました。その点は、まだセミオーダー住宅を今後とも続けていくのか、可能性があるのかというところをちょっとお伺いしたいと思います

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　番外。

上来島のたかばし生活改善センター跡地の活用ということで、今回予算計上させていただ

いております。説明のほうにもしておりますが、分譲地かセミオーダー住宅の用地として区画を整理していこうという考えであります。

おそらくですね､以前の例えば令和４年度の住宅新築資金の補助金の関係する説明などで、財源等もありますので、できるだけそういった補助金を活用した支援に移行したいというのがまず一つの考えではあります。

ただ、セミオーダー住宅につきましては、やはり即効性がある移住定住、人口減少対策としては、やっぱり即効性があるというのも一つありますので、完全にやめるという考えではないんですが、ある程度設置数等考えながら、また、設置するにしても、以前設計したままであると、なかなか財源としてどうかということもありますので、設計も見直すのか。例えば賃貸の賃料を考えるのか。そういったことを全体的な設計も見直しながら、やる場合はやっていきたいというふうに考えております。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　それでは、ないようでございますので、次に、42ページの款、民生費、項、社会福祉費から52ページの款、衛生費、項、清掃費までで質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　それでは、次に、52ページの款、農林水産業費、項、農業費から60ページの款、商工費、項、同じく商工費までで、質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部丘議員。

○７番（安部　　丘）　はい。７番。

すみません。概要説明書33ページ、農林水産業費、農業費、農業振興費の園芸振興対策事業の中で、新規で産直販売出荷野菜等生産者支援補助金という形で、新規に150万ほど計上されております。これの具体的な補助金の使途どのような形で計画をされているか、決まっておるのであればご説明願いたいです。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石　尚志）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石　尚志）　番外。

７番、安部議員の質問にお答えいたします。

産直支援といたしまして、町内産直市の販売所における集荷・選別・陳列等の出荷体制を整備し、出荷者の出荷促進を促すものとしております。

iまるシェが、今回、廃止になるということで、出荷される方の販売先が減少するということで、今までiまるシェ号がまわっていましたが、そういったiまるシェ号での集出荷がなくなりますので、そういったところについて、今ある産直市への集出荷の補助と、それから新たに販売する場所を確保して、そこに対する補助をしていきたいと考えております。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部議員。

○7番（安部　　丘）　はい。

奥深い内容で非常にちょっと把握しづらいところがあったんですけれども、具体的に、iまるシェがなくなる。それによって、iまるシェ向けに生産されていた方々がいらっしゃる、それが、今、既存の産直出荷ルートはもうあると思ってて、そこに対して出荷するための支援というのは、改めて特に必要はないというふうに私のほうは認識をしています。

であるとすれば、まだはっきり決まっていない先の、iまるシェをやめた後、塙さんが、自主的に何か、そこで産直か何かをされるかもしれない状況の中で、ひょっとしたらそこに向けて出荷をしたい町内出荷協同組合みたいなものをつくられて、出荷協をつくられて、それで何とかしたいという機運を立ち上げられて､そこに対して支援をするということであれば､それはそういうことなのかなと理解をするんですけども、その辺、私の考えが違ってるかどうかだけお答えください。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○産業振興課長（深石　尚志）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石　尚志）　番外。

安部議員のおっしゃいましたことを、今現在検討をされている状況でございます。そういったところも含めまして、出荷体制、集出荷の体制整備を、今現在、支援できればと考えております。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山登美男議員。

○6番（景山　登美男）　６番。

概要書の37ページに林業振興費の中で、Ｊ－クレジット制度活用推進事業の中に伊丹市記念植樹地整備という項目がございますけども､この110数万で具体的にどのようなことをされようとされてる予算なのかを、説明をしてください。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石　尚志）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石　尚志）　番外。

質問にお答えしたいと思います。

今、伊丹市との、伊丹市さんが植樹をされているのが角井になります。昨年も来ていただいて、業者のほうが来ていただいて、伊丹から、植樹をしていただきました。

現在、市民の方と業者の方が植樹されたところが手狭になってきてますので、その周りを広げていこうと考えております。下ごしらえ、地ごしらえ、それから、周りの少し間伐を、木を切ったりすることの予算を上げております。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部議員。

○７番（安部　　丘）　はい。７番。

概要説明書35ページ、農林水産業費、農業費、農地費、これまた新規に新しく事業を立ち上げられるものなんですけども、農業基盤整備要望調査業務委託料。業務委託をされるということのようなんですけども、具体的に進められる構想というか、どういうスキームで進め、どういうやり方で進めていこうとされているのかということと、委託先をどこに考えられているかという、想定をされている、言えるかどうかわかりませんが、委託先をどこに想定されているかということも含めてお伺いしたいです。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石　尚志）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石　尚志）　番外。

安部議員の質問にお答えしたいと思います。

基盤整備調査業務委託料につきましては、町長の所信表明でもありましたように、大規模でない、ちっちゃい基盤整備について、各地区に出向いて、今の要望を取りまとめ、その要望について県や国の補助金に乗れるかどうか。もしくは中山間直払い、多面的機能の交付金でやっていただくのか、そういったところを調査しようと思っております。

町の職員だけでは、なかなか専門技術もないということで、県の機関とか、水土里ネットさんといったところに委託を考えております。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部議員。

○７番（安部　　丘）　はい。７番。

今のニュアンスで感じ取ったのは、町の職員、産業振興課の職員も一緒になって、それは

取り組んでいくと、丸投げの委託ではないと。部分的に作業を協力していただくような委託であるということで理解してよろしゅうございますか。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○産業振興課長（深石　尚志）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石　尚志）　番外。

安部議員のおっしゃるとおり、町の職員も行って、町の職員が主体となって動いて行こうと思っております。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

それでは次に、60ページの款、土木費、項、土木総務費から、64ページの款、消防費、項、同じく消防費までで質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　６番。

概要書44ページに町道リフレッシュ事業ということで、４路線計上されておりますけども、この中の概要書の記述のあれですけども、寺沢中線というのは、このとおりで間違い、私の勘違いなんですけども、このたびの町道認定の沢屋中線とは、また別の路線というふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山　　篤）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　森山建設課長。

○建設課長（森山　　篤）　番外。

６番議員のご質問にお答えします。

概要書の記載、寺沢中線、概要書をつくったとき、まだ名称を確定しておりませんで、そのとき、仮で寺沢中線というふうに概要書をつくっておりまして、議案のほうは正式に沢屋中線という名称で町道認定をすることにしまして、この概要書のほう、直し忘れておりました。

同じ路線で、町道沢屋中線の整備を、このリフレッシュの中で、舗装、仕上げをリフレッシュの中で行うこととしております。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山登美男議員。

○６番（景山　登美男）　６番。

前段、予想は当たっておりましたけども、質問しようとしたことを後の後段で言われましたが、いわゆる今の敷地造成の工事はもう発注されておりまして、それとここでのリフレッ

シュ事業での費用のすみ分けといいますか、それを確認しようかと思ったんですけども、今の答弁からいうと、造成事業の中で、道路の形まではつくって舗装のみをこのリフレッシュ事業でやるというふうに聞こえましたけども、それでよろしいでしょうか。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山　　篤）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　森山建設課長。

○建設課長（森山　　篤）　番外。

６番議員のご質問ですが、議員のおっしゃられるとおりの仕分をしております。

○議長（早樋　徹雄）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　それでは、ないようでございますので次のページ、65 ページの款、教育費、項、教育総務費から、73 ページの款、予備費までで、質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤議員。

○２番（伊藤　好晴）　２番。

ちょっと小さいことで申し訳ないんですけども、概要説明の54ページ、教育費、保健体育費、体育施設費の５番、町民プール臨時管理費のところに、頓原小プール塗装工事とありますけども、これ２つプールがありますよね。小さい方のプールということでよろしいですか。オーケー。

○議長（早樋　徹雄）　直接取引はやめてください。２番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛　幹祐）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　石飛教育次長。

○教育次長（石飛　幹祐）　番外。

町民プール臨時管理費のところに、頓原小プール塗装工事と書いてありますが、頓原小学校ではなく頓原町民プールの小プール、小さいほうのプールの塗装工事でございます。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。

２番、伊藤議員。

○２番（伊藤　好晴）　２番。

非常に紛らわしいという話になると思いますので、ちょっと表記の仕方をですね、工夫していただきたいと思います。次回からですよ、今回もういいですから。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○教育次長（石飛　幹祐）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　石飛教育次長。

○教育次長（石飛　幹祐）　番外。

表記のほうが紛らわしかったということで、大変申し訳ございませんでした。次回からこういう両方とれるような表現がないように努力してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　10番、高橋議員。

○10番（高橋　徹）　はい。

ページで言うと、68ページのところですが、赤来中学校教育振興経常管理費のところで、スクールサポーターが1名増という説明がありましたが、こちらの理由を説明をお願いします。

○議長（早樋　徹雄）　10番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛　幹祐）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　石飛教育次長。

○教育次長（石飛　幹祐）　番外。

スクールサポーター1名増ということですけれども、スクールサポーター、特別支援教育に関するスクールサポーターを1名増したいと考えております。

赤来中学校、今度入学して赤来中学校に入学してくる生徒につきまして、支援を要する児童、生徒のほうが多くなる、そういった状況ですので、そうしたことに学校全体の支援を要する児童生徒の数が増加しているということに備えまして、スクールサポーターを1名増としたいと考えております。以上です。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　それでは、次に移ります。

74ページの給与費明細書から最終83ページの債務負担行為に関する調書までで、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。

以上で歳出については終わりましたが、最初の31ページから歳出について、改めて質疑漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　10番、高橋徹議員。

○10番（高橋　徹）　はい。10番。

質問漏れがありまして、ページで36ページのところで、歳出、総務費のところで地域おこし協力隊活動事業のところですが、インターン型協力隊（余白JOURNEY90）っていう今年度も行ってたものだと思いますが、来年度も行うということで、今年度の実績と状況というのは、どのようなものだったのかを説明いただきたいです。

○議長（早樋　徹雄）　10番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　はい。

インターン型の地域おこし協力隊（余白JOURNEY90）ということで、今年度から新たな事業として始めておりまして、新年度も継続してまいりたいというふうに思っております。

７年度今年度につきましても、新年度と同じように４名の予算計上しておりましたが、現在２名採択して、１月からですね、１人は２か月間、もう1人は３か月ですので、今月まで任期ということで、２人の採用をしております。

今年度につきましては、シェアハウスの改修工事がありまして、当初はもう少し早く募集した４名を募集したかったんですが、少し時期がずれたということで、２名の募集にとどまったということでありますので、新年度については、改めて４名の募集をして実施したいというふうに考えております。

協力隊の２名につきましては、それぞれ任期終了までに企画立案をしてもらったテーマを発表していただいてですね、それを参考に、できるものであれば町としても参考にしたいと思いますし、今年度新たに個人委託型（余白JOURNEY）を予算計上しておりますので、90日間のインターンが終わった後に、そちらのほうでしっかりとまた、やってもらうような形を新年度は行いたいというふうに考えております。

○議長（早樋　徹雄）　10番、高橋議員。

○10番（高橋　徹）　はい。

こちらの２名、今、活動されてる２名の方ですが、体感というか体感として、移住というか、住むまでに至るような、があるのか。またそういう目的でなければ、どういう思いで、このインターン型協力隊になったのかっていうのを、体感としてはどのような感じでしょう

か。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原　清伸）　番外。はい。

現時点で、退任後の移住というのは正式にちょっと聞いておりませんで、１人の方は今月末で任期が切れまして、一旦は地元のほうに帰られるということですけど、その方につきましては、森林セラピーを活用した観光的な提案ということもいただいてまして、一旦は帰られますけど、引き続きですね、そういった飯南町との関わりを持ちたいというふうにおっしゃられておりますので、またですね、こちらのほうに戻ってくる可能性もゼロではないかなというふうに思っております。

そういうことで、インターン型ということなので、一旦飯南町体験してもらうというのがまずは一つの目的でもありますので、そういったところで移住につながる施策につながればいいかなというふうに思っております。

○議長（早樋　徹雄）　ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員。

○４番（高橋　英次）　はい。

質問漏れがございましたのですいません。よろしくお願いいたします。

まず、予算概要書の18ページ、長寿お祝い事業でございますが、これはかつては一堂に会して皆さん、お祝いをしてあげたことを覚えております。

皆さん大変喜んでおられて、コロナもあってなくなったんではないかと思っておるわけですが、やはりこうした高齢者の方一堂に会して集まられると大変喜ばれるわけですよね。参加できる方に限るわけですが、なかなかふだん会えない、他の施設に入っておられる方とか、いろいろ会われて大変そこで旧友を温めあうとか、いろんな話もされておったような現状がございますので、今後これはもうそういう機会はなくて、ただ単にお祝いを配って歩くということにのみなるんでしょうか。そこをお伺いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（安部　　農）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部　　農）　番外。

今、高橋議員から長寿お祝い事業の今後のことのご質問がございました。

今のお祝いのものにつきましては、担当する民生委員の方に、配付しながら声をかけてい

ただこうと思っております。

一堂に会する高齢者の方が喜ぶ、そういったことを今後はどうかという、おっしゃられるとこもあるんですけども、確かにさっき高橋議員も言われました、本当に元気な方のごく一部の方が集まられるような状況にもございます。

どちらかというと、今思っているのは、各地域でいろいろな形で、敬老会とかいろんなこと、自治会とかいろんなことを通じて今やっておられるところに向けて、何かしら支援ができないかっていうところは、今検討しているところです。

できれば、４地区の公民館単位でできないかっていうところも今、模索しながらやっているところで、現状の既存の高齢者の事業を継続していただけるような、そういった方向にできないかというところで今検討しているところです。よろしくお願いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

○４番（高橋　英次）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員。

○４番（高橋　英次）　はい。

もう１件、お伺いいたします。概要書25ページですね。

子ども子育て支援対策事業の中で出産祝い金がございます。25件、530万円。この内訳がわかれば教えていただきたいんですが、例えば第１子何名とか第２子が何名予定されてるかという内容をお聞かせ願えればと思っております。よろしくお願いします。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○住民課長（野津　史昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　野津住民課長。

○住民課長（野津　史昭）　番外。

出産祝い金に対して、ご質問いただきました。

金額につきましては、第１子・第２子に関しては、お一人10万円。第３子の方には50万円ということで設定をさせていただいております。

今回、この530万円の内訳につきましては、第１子・第２子に係るもの18件、第３子に係るもの７件、合計25件。25名のお子さんに対してということで予算のほう要求させていただいております。以上です。

○議長（早樋　徹雄）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　ないようでございますので、これで令和８年度飯南町一般会計予算の質疑を終わります。

次に、議案第34号、令和８年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算を議題として質疑を

行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号、令和８年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号、令和８年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号、令和８年度飯南町病院事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号、令和８年度飯南町簡易水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号、令和８年度飯南町下水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３　委員会付託

○議長（早樋　徹雄）　日程第３、委員会付託をおこないます。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第１項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第２号、第３号、第４号、第５号、第６号、第12号、第14号、第15号、第16号、第25号、第29号、第30号、第34号、第35号、第36号、第37号、以上16議案。

教育経済常任委員会は、議案第７号、第８号、第９号、第10号、第11号、第13号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第31号、第32号、第38号、第39号、以上20議案。

予算特別委員会は、議案第28号、議案第33号、以上２議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。

よって、以上のとおり付託することに決定いたしました。

これで委員会付託を終わります。

○議長（早樋　徹雄）　以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会をいたします。

なお、５日から８日は休会とし、本会議の再開は、９日午前９時といたします。一般質問される方は本日午後５時までに通告書の提出をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

午前１１時５０分散会
